

『年収の壁について知ろう』

あなたにベストな働き方とは？

- 1 はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 2
- 2 「年収の壁」とは・・・・・・・・・・・・・・・・P 3
- 3 「年収の壁」を越える・・・・・・・・・・・・P15
- 4 これからの働き方を考える・・・・・・・・P23

1 はじめに

本資料の目的

現在、健康保険や厚生年金保険の扶養の範囲（第3号被保険者の範囲）で働いている方が、

「年収の壁」について基本的なことを理解していただき、
ご自身の働き方について、改めて見直すきっかけとなることを目的としています。

2 「年収の壁」とは

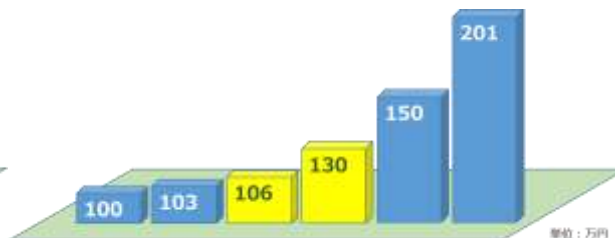
「年収の壁」って何があるのか

① 税金に関わる「壁」



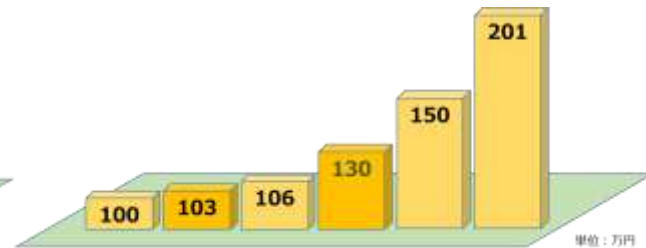
所得に対して「税金」が
課税される

② 社会保険に関わる「壁」



社会保険料の
支払いが発生する

③ 配偶者手当に関わる「壁」



パート労働者の配偶者の
収入が変動する

2 「年収の壁」とは



① 税金に関わる「壁」

② 社会保険に関わる「壁」

③ 配偶者手当に関わる「壁」

所得に対して「税金」が
課税される

$$\text{「収入」} - \text{「必要経費」} = \text{「所得」}$$

- 会社員やパート・アルバイト勤務の人

(収入) 勤務先から支払われる給与等の総支給額 - 必要経費 (= 給与所得控除額等) = 所得

- 自営業やフリーランスの人

(収入) 事業によって得た総収入金額 - 必要経費 (= 事業運営に掛かる経費等) = 所得

2 「年収の壁」とは

① 税金に関わる「壁」

100万円の壁

住民税の支払いが発生する年収
(自治体によってはこの金額基準が少し異なる)

103万円の壁

所得税の支払いが発生する年収

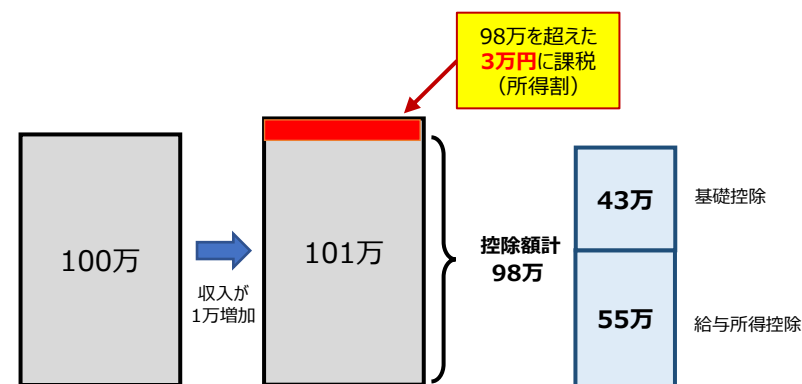
150万円の壁

201万円の壁

配偶者の所得控除に関する年収の額
(配偶者控除、配偶者特別控除)



✓ 所得割と均等割



※上記のほか、均等割と森林環境税が課税

2 「年収の壁」とは

① 税金に関わる「壁」

100万円の壁

住民税の支払いが発生する年収
(自治体によってはこの金額基準が少し異なる)



103万円の壁

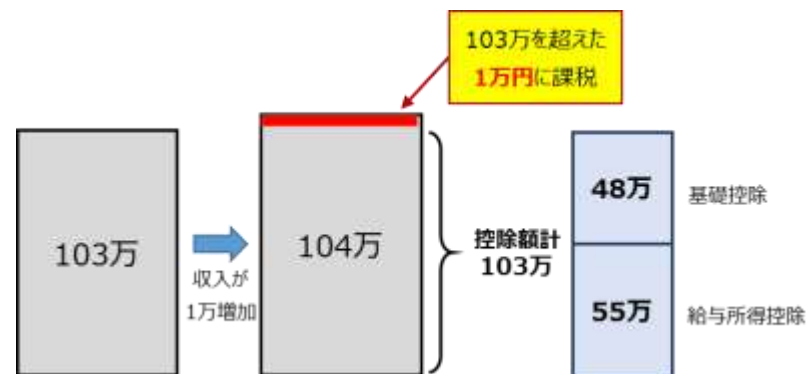
所得税の支払いが発生する年収

✓ 103万円を超える額に対して課税

150万円の壁

201万円の壁

配偶者の所得控除に関する年収の額
(配偶者控除、配偶者特別控除)



2 「年収の壁」とは

① 税金に関わる「壁」

100万円の壁

住民税の支払いが発生する年収
(自治体によってはこの金額基準が少し異なる)

103万円の壁

所得税の支払いが発生する年収

150万円の壁

201万円の壁

配偶者の所得控除に関する年収の額
(配偶者控除、配偶者特別控除)



✓ 納税は必要になるが、手取りも増えていく

2 「年収の壁」とは

① 税金に関わる「壁」

100万円の壁

住民税の支払いが発生する年収
(自治体によってはこの金額基準が少し異なる)

103万円の壁

所得税の支払いが発生する年収

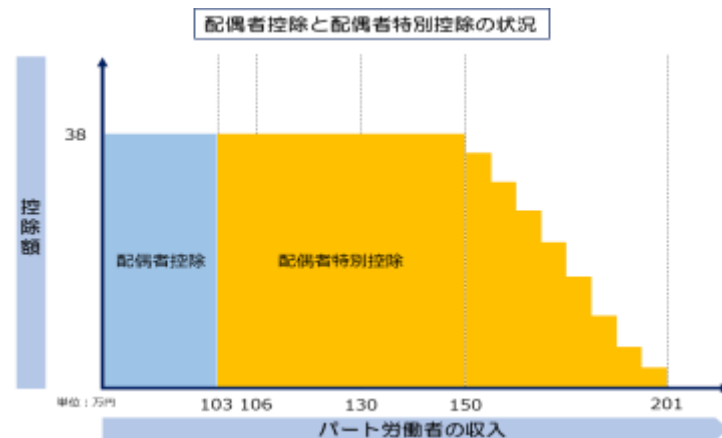
150万円の壁

201万円の壁

配偶者の所得控除に関する年収の額
(配偶者控除、配偶者特別控除)



- ✓ 配偶者控除と配偶者特別控除
- ✓ 配偶者の所得控除に影響



2 「年収の壁」とは

① 税金に関わる「壁」

100万円の壁

住民税の支払いが発生する年収
(自治体によってはこの金額基準が少し異なる)

103万円の壁

所得税の支払いが発生する年収

150万円の壁

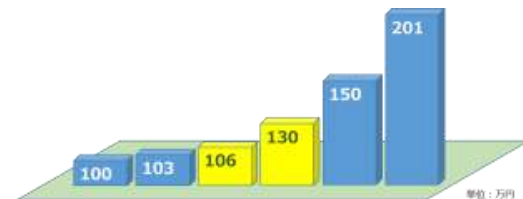
201万円の壁

配偶者の所得控除に関係する年収の額
(配偶者控除、配偶者特別控除)



- ✓ 収入増⇒税金を納める必要あり
- ✓ 配偶者の税控除適用に影響
⇒配偶者の税額が増えるが、世帯の手取りは増えていく。

2 「年収の壁」とは

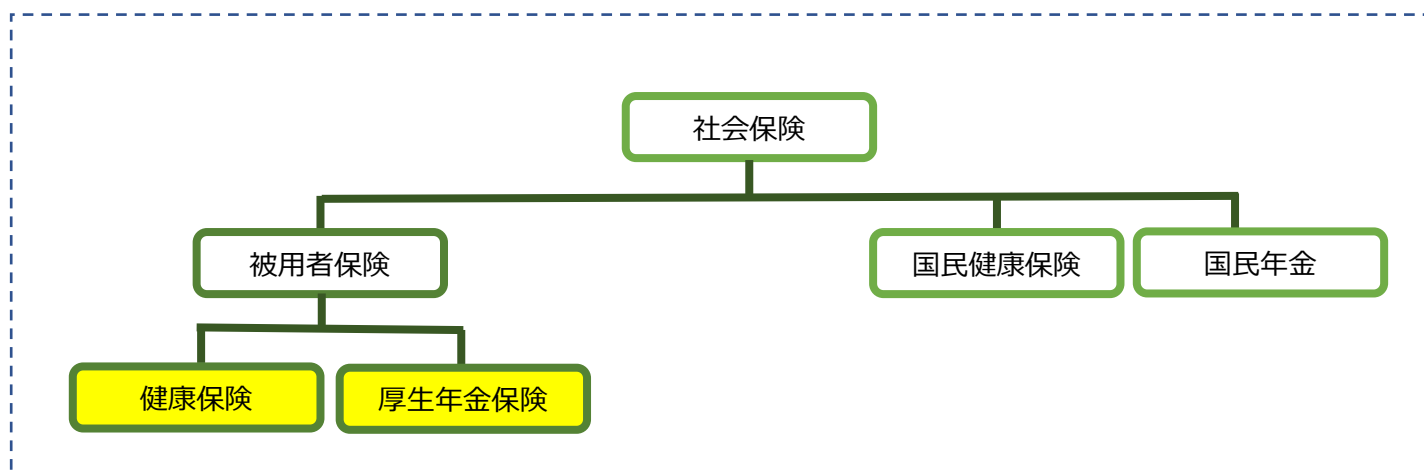


① 税金に関わる「壁」

② **社会保険に関わる「壁」**

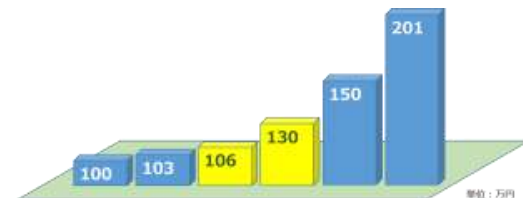
③ 配偶者手当に関わる「壁」

社会保険料の
支払いが発生する



2 「年収の壁」とは

② 社会保険に関わる「壁」



106万円の壁

お勤め先の企業規模によって、健康保険・厚生年金保険への加入義務が発生する年収

※現在は、「従業員101人以上」の会社にお勤めの方が対象、令和6年10月から「**従業員51人以上**」の**会社にお勤めの方**にも適用を拡大
※加入要件は企業規模以外に、月額賃金8.8万円（年収計算で約106万円）、週の労働時間が20時間以上などがある。

130万円の壁

**上記以外のお勤め先の場合に、
国民健康保険や国民年金の保険料の支払いが発生する年収**

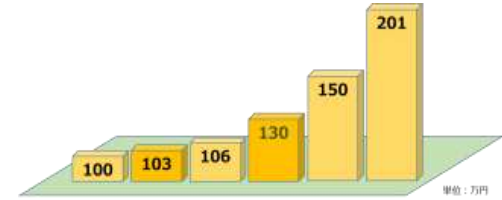
年収106万円、130万円の壁の算定対象となる収入

	基本給 諸手当	家族手当 通勤手当 など	時間外手当 休日手当 など	賞与 など	不動産収入 事業収入 配当収入 など
106万円の壁	●	—	—	—	—
130万円の壁	●	●	●	●	●

2 「年収の壁」とは

「年収の壁」に関する3つの視点

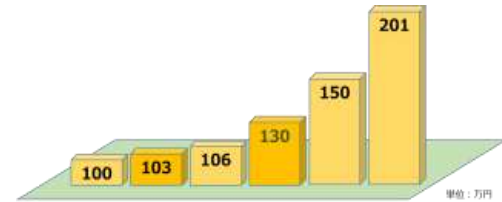
- ① 税金に関わる「壁」
- ② 社会保険に関わる「壁」
- ③ **配偶者手当に関わる「壁」**



パート労働者の
配偶者の収入が
変動する

2 「年収の壁」とは

③ 配偶者手当の「壁」



主に
103万円
or 130万円
の壁

労働者が会社から支給を受ける「配偶者手当」等に影響する壁。
企業独自の制度であり、手当支給の要件（配偶者の収入制限）は様々。

例えば・・・

配偶者手当
家族手当
扶養手当

扶養家族（配偶者や子ども）がいれば支給対象。
ただし、被扶養者に一定以上の収入があると支給対象外とする企業がある。

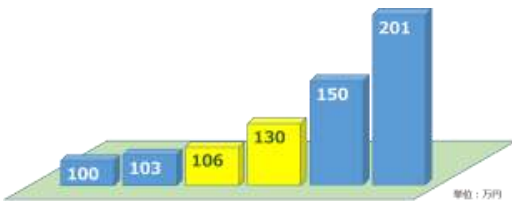
2 「年収の壁」とは

「年収の壁」に関するまとめ

壁の種類		パートタイム労働者本人への影響	パートタイム労働者の配偶者もしくは世帯における影響	
①税金の関わる壁	100万円の壁	住民税の発生		← 手取りに影響なし
	103万円の壁	所得税の発生	配偶者控除（38万円）が適用できなくなる →代わりに配偶者特別控除が適用になる	← 手取りは逆転しない
	150万円の壁		配偶者特別控除が満額（38万円）適用できなくなり、以降、パートタイム労働者の収入によって徐々に減額	← 世帯の手取りは逆転しない
	201万円の壁		配偶者特別控除の対象ではなくなる	← 世帯の手取りは逆転しない
②社会保険に関わる壁	106万円の壁	お勤め先によって社会保険加入の対象 健康保険・厚生年金保険の保険料の支払いが発生		← 手取りに影響あり
	130万円の壁	国民年金・国民健康保険の 保険料の支払いが発生		← 手取りに影響あり
③配偶者手当に関わる壁	主に103万円or 130万円の壁		パートタイムで働く本人の収入により、配偶者が配偶者 手当等の支給対象外となる	← 世帯の手取りに影響あり

3 「年収の壁」を越える

社会保険の適用拡大の対象となる5つの条件



106万円の壁

お勤め先の企業規模によって、健康保険・厚生年金保険への加入義務が発生する年収

社会保険の適用範囲

対 象	令和4年9月末日まで	令和4年10月～（現行）	令和6年10月～（改正）
企業規模	被保険者の総数が 常時501人以上	被保険者の総数が 常時101人以上	被保険者の総数が 常時51人以上
短時間労働者の労働時間	1週の所定労働時間が20時間以上		
短時間労働者の賃金	賃金の月額が8.8万円以上		
短時間労働者の勤務期間	継続して1年以上使用され る見込み	継続して2カ月を超えて使用される見込み	
短時間労働者の条件	学生ではない（夜間の学生などは対象）		

※被保険者総数は厚生年金保険の被保険者数でカウント

(参考) 社会保険への加入に関する補足

あなたは社会保険加入の対象？

従業員101人以上の会社（※）にお勤めで、4つの条件全てにチェックが入った方は、社会保険加入の対象になります。

check ☐ 週の勤務時間が**20時間以上**



※残業時間は原則、含みません。

check ☐ 給与が月額**88,000円以上**



※残業代、賞与、通勤手当、臨時の手当は原則、含みません。

check ☐ **2ヶ月を超えて働く予定がある**



check ☐ **学生ではない**



※休学中、定時制、通信制の方は、加入対象となります。

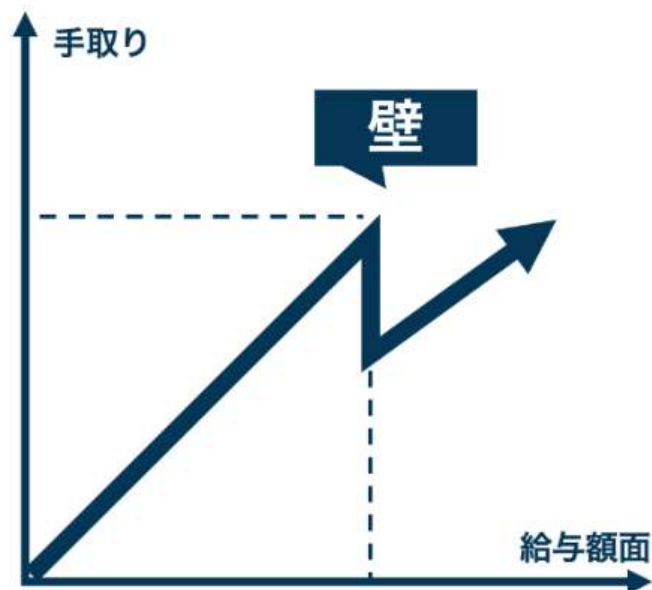
（※）令和6年10月から「従業員51人以上」の会社にお勤めの方にも適用を拡大

3 「年収の壁」を越える

社会保険の適用拡大と「年収の壁」の関係

社会保険の適用拡大によって、要件を満たすパート・アルバイトの方は健康保険・厚生年金保険への加入の対象となり、将来の給付が増えるものの、社会保険料負担（約15%）が発生し、手取り収入が減少します。

手取り収入の変化（イメージ）



「年収の壁、突破へ」（首相官邸ホームページ）
（<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/nennsyuunokabe/index.html>）を
加工して作成

（例）月額給与98,000円の場合の
手取り月額（概算）

月額給与	98,000円
健康保険料	4,900円
厚生年金保険料	9,000円
雇用保険料	600円
所得税（※1）	0円
手取り月額（概算）	83,500円

年間で**約166,800円**の社会保険料
が給与から差し引かれることになります。

※1 所得税額については、毎月の収入額の変動や控除の追加などにより年末調整において調整額が発生し、一月当たりの所得税額が本事例と異なったものとなる場合があります。

(参考) 社会保険への加入に関する補足

社会保険加入による手取り月額（概算）について考えてみましょう。ご自身の手取りについて、シミュレーションもできます。

加入前

▼ 国民健康保険・国民年金に加入

月額給与	98,000円
国民健康保険料	3,800円
国民年金保険料	17,000円
雇用保険料	600円
所得税(※1)	0円(※2)
手取り月額(概算)	76,600円

▼ 社会保険の扶養の範囲で働く

月額給与	98,000円
健康保険料	0円
厚生年金保険料	0円
雇用保険料	600円
所得税(※1)	500円
手取り月額(概算)	96,900円

私たちの社会保険料は
どうなりますか？



加入後

▼ 社会保険に加入して働く

月額給与	98,000円
健康保険料	4,900円
厚生年金保険料	9,000円
雇用保険料	600円
所得税(※1)	0円
手取り月額(概算)	83,500円

保険料の半分は
会社が支払うのですね！



ご自身の**手取りの変化を**
計算してみましょう！



手取りかんたん
シミュレーター

<http://www.mhlw.go.jp/tokyo/sakaida/kojima/kyogoshu/83stmsuta2020/>



※1 所得税額については、毎月の収入額の変動や控除の追加などにより年末調整において調整額が発生し、一月当たりの所得税額が本事例と異なったものとなる場合があります。詳細は勤務先の人事・労務担当者にご確認ください。

※2 このケースでは毎月の所得税額が生じますが、年末調整で国民健康保険料・国民年金保険料の支払額が反映され、納付済み分は還付されるため、0円と表記しています。

3 「年収の壁」を越える

社会保険の適用拡大と「年収の壁」の関係

社会保険に加入して働いた場合、受け取ることができる年金額が増えます。

医療保険においては、ケガや病気で会社を休んだ時に「傷病手当金」、産前産後休業期間中に「出産手当金」を受け取ることができます。



(参考) 社会保険への加入のメリット (医療保険)

医療保険においては、ケガや病気で会社を休んだ時に「傷病手当金」、産前産後休業期間中に「出産手当金」を受け取ることができます。

✓ 医療メリット

📺 1分で分かる! 動画はこちら >>>



① 傷病手当金 業務外の病気やけがで会社を休んだ場合、(医師の意見書が必要)



4日目から、最大1年6ヶ月、**給与の2/3の金額が受け取れます。※1**

病気またはけがが発生



※1 支給額の例 | 30日休んだ場合は**58,860円**支給 / 1日あたり**2,180円** (非課税) *月額給与98,000円の場合

② 出産手当金 出産のため会社を休んだ場合、出産の日以前42日から出産の日後56日までの期間 **給与の2/3の金額が受け取れます。※2**



出産



※2 支給額の例 | 98日休んだ場合は**213,640円**支給 / 1日あたり**2,180円** (非課税) *月額給与98,000円の場合

(参考) 社会保険への加入のメリット (年金)

社会保険に加入して働いた場合、受け取ることができる年金額が増えます

1分で分かる! 動画はこちら >>>



☑ 年金メリット

厚生年金保険に加入すると、**年金額が増えます。**

加入前(国民年金のみ)

加入後(国民年金+厚生年金保険)



(参考) 社会保険適用拡大ガイドブック

**パート・アルバイトのみなさまへ
配偶者の扶養の範囲内でお勤めのみなさまへ**

社会保険適用拡大 ガイドブック

Step 1 以下の勤め先で

2016年10月～ 従業員数 501人以上 の勤め先	2017年10月～ 従業員数 101人以上 の勤め先	2018年10月～ 従業員数 51人以上 の勤め先
-------------------------------------	-------------------------------------	------------------------------------

Step 2 以下の全てにチェックが
入った方が対象です。

勤め先が 20時間以上	月給が 月額8.8万円以上
2ヶ月を超える 雇用の見込みがある	学生ではない

適用拡大特設サイト
<https://www.mhlw.go.jp/tokiyokukaidai/index.html>

厚生労働省 日本年金機構
Japan Pension Service

**パート・アルバイトのみなさま、
配偶者の扶養の範囲内でお勤めのみなさまへ
あなたの年金・医療保険が変わります。**

メリット 年金

年金が“2階建て”になり一生潤い受けます！
老後・障害・死亡の3つの保障が充実！

老齢年金
受給資格期間を満たした方で、65歳以上の方が受け取ることができる年金です。

障害年金
病気やけがなどで障害状態と認定された場合に支給される年金です。2階建てにより保障の範囲も広がります。

遺族年金
被保険者が亡くなったときに、残された遺族に対して支給される年金です。

メリット 医療

あんしんの医療保険がさらに充実！

療養手当て
病休期間中、給与の2/3相当を支給

出産手当て
産休期間中、給与の2/3相当を支給

年金・医療保険のメリットを詳しく知りたい方は P3・4をご覧ください。
自分の年金がどう変わるのかシミュレーションしたい方は P5以降をご覧ください。

対象

従業員数51人～500人の勤め先が対象です。
(51人以上の勤め先は2016年10月1日から対象です。)

以下の全てにチェックが入った方が対象です。

勤め先が 20時間以上	月給が 月額8.8万円以上
2ヶ月を超える 雇用の見込みがある	学生ではない

※ただし、勤め先が従業員数51人以上、2016年10月1日から従業員51人以上の勤め先で勤め、パート・アルバイトの形で勤務する場合は対象外となります。

パート・アルバイトの方

有給休暇は勤務時間に応じて支給されます。
(パート・アルバイトの方は、勤務時間に応じて有給休暇が支給されます。パート・アルバイトの方は、勤務時間に応じて有給休暇が支給されます。)

配偶者の扶養の範囲内でお勤めの方

扶養範囲内にお勤めの方は、年金・医療保険がさらに充実します。
(パート・アルバイトの方は、勤務時間に応じて有給休暇が支給されます。パート・アルバイトの方は、勤務時間に応じて有給休暇が支給されます。)



特設サイトはこちら

4 これからの働き方を考える

自分・世帯のことを考えてみる

自身のライフプランを考える

- ・どんなライフイベントを予定しているか
- ・どのような働き方をしたいか
- ・どのようなキャリアアップを目指すか
- ・ライフプランの実現に必要な収入はいくらか

ライフプラン検討の参考になるサイトを見る

- ・キャリア設計（自分の強み・弱み、能力を知る） ……P24
- ・向いている、やりたい仕事を探す ……P25・P26
- ・各種支援情報を調べる ……P26

自分のライフプランに
合った働き方が
見つかる

「年収の壁」について知る

- ・「年収の壁」の3つの壁（①税金、②社会保険、③配偶者手当） ……P3～P14
- ・「年収の壁」を越えるとどうなるのか ……P15～P22

各種制度について調べる ……P27

- ・税金に関すること
- ・年金に関すること
- ・社会保障に関すること
- ・健康保険に関すること

制度を知って、自分の働き方をチェックする

4 これからの働き方を考える

キャリア設計（自分の強み・弱み、能力を知る）

■ キャリア形成・リスティング相談コーナーでのキャリアコンサルティング



- 強み・弱み、能力を整理し、キャリアに関する計画を立てることができるよう、キャリアの専門家であるキャリアコンサルタントがお手伝いします。
- まずはジョブ・カードを作成して、自分の経歴などを振り返ってみましょう。相談前に全部書いていなくても大丈夫です。
マイジョブ・カードというサイトを使ってオンラインで作成すると便利です。
- キャリアコンサルティングは、都道府県ごとに設置された支援センターのほか、全国のハローワーク内の「キャリア形成・リスティング相談コーナー」で受けることができます。
- オンラインでも相談できます。また、支援センター内の相談コーナーは平日夜間や土日でも御利用いただけます。
- キャリアコンサルティングの御予約は、ホームページから又は各支援センターへ電話でお申し込みください。

■ マイジョブ・カード



キャリア形成・リス
ティング相談コー
ナーについては
こちらから▶▶▶



マイジョブ・カード
のホームページは
こちらから▶▶▶



4 これからの働き方を考える

向いている仕事を探す

■ job tag（職業情報提供サイト）



自己診断ツール



- ✓ 職業興味検査
- ✓ 価値観検査
- ✓ 職業適性テスト（Gテスト）
- ✓ しごと能力プロフィール検索
- ✓ ポータブルスキル見える化ツール
- ✓ 結果を組み合わせて適職を検索



「ジョブ」（職業、仕事）、「タスク」（仕事の内容を細かく分解したもの、作業）、「スキル」（仕事をするのに必要な技術・技能）等の観点から、職業情報を「見える化」し、就職活動等を支援するサイトです。

どんな職業があるのか、その職業ではどんな仕事内容・作業が一般的に行われ、どんなスキルや知識を持った方が働いているのかを調べることができます。

job tag
のホームページは
こちらから▶▶▶



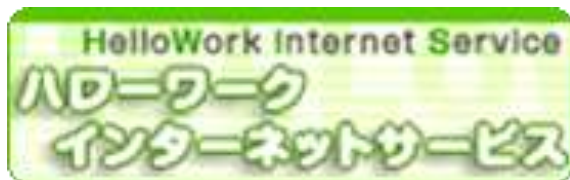
4 これからの働き方を考える

やりたい仕事を探す、各種支援情報を調べる

ハローワーク

ハローワーク（公共職業安定所）は、全国500カ所以上に所在し、豊富な求人情報をもとにした「職業紹介」のほか、「雇用保険」、「雇用対策」などの国の制度を組み合わせ、様々なニーズに応える雇用支援を行っています。

お近くの
ハローワークを
探すときは
こちらから▶▶▶



サービスの
ご利用は
こちらから
▶▶▶



ハローワークインターネットサービスでは、ご自宅のパソコンやタブレット、スマートフォンで求人情報を手軽に検索いただけます。また、一部企業にはオンラインで応募することができます。

仕事と家庭を両立したいあなたをサポート

マザーズハローワーク
マザーズコーナー



お近くの
マザーズ
ハローワークを
探すときは
こちらから
▶▶▶



マザーズハローワークでは、子育て中の方が仕事を探すときに、お子様連れでも利用しやすい環境で、専門的な相談をしていただけます。

女性応援ポータルサイト

様々なライフステージにある女性がニーズに合った支援情報・サービスを一元的に探せるポータルサイトです。男性・企業・地方自治体向けの情報も掲載しています。



<https://www.gender.go.jp/policy/sokushin/ouen/>

女性の活躍・両立支援総合サイト

女性活躍や仕事と家庭の両立支援に取り組む企業のデータベースです。



<https://positive-ryouritsu.mhlw.go.jp/>

4 これからの働き方を考える

各種制度について調べる

➤ 税金に関すること

【国税庁】

「暮らしの税情報」（令和5年度版）
※所得税の仕組み、税と家族など



➤ 社会保障に関すること

【厚生労働省】

「社会保障改革」
※何のための制度かについて



➤ 健康保険について

【全国健康保険協会】（協会けんぽ）

※健康保険制度・手続きなど



➤ 年金について

【日本年金機構】

※年金制度・手続きなど



【厚生労働省】

公的年金について、将来の年金額の
試算を行うことができます



※制度は改正されることがあります。状況に合わせて、最新の内容をご確認ください。